

告 示

埼玉県告示第四百六十号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、埼玉県県土整備部水辺再生課及び埼玉県川越県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成三十一年四月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 河川の名称

荒川水系一級河川小畔川

二 廃川敷地等が生じた年月日

平成三十一年四月二十六日

三 廃川敷地等の位置

川越市大字笠幡字台田六二四番一二、同市大字笠幡字一町田一一二六番三、同市大字笠幡字一町田一一二六番四

四 廃川敷地等の種類及び数量

土地

三八一・二〇平方メートル